



旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

平素よりご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当社はお客様、従業員の中に、無症状感染者がいる可能性を踏まえて、「旅行業におけるガイドライン」を基に感染防止策を取ります。

《基本原則》

- ・従業員とお客様、お客様同士の対人距離を確保するよう努めます。
- ・店頭での旅行申込み、相談時は密にならないように配慮、対応します。
- ・店頭入口に消毒液の設置
- ・店舗内・従業員マスクの着用
- ・店舗内の定期的な消毒
(お客様スペース及び従業員同士が触る箇所を含めて)
- ・従業員の体温チェック、手洗いや手指消毒を徹底させます。
- ・お客様に対し、各機関(交通・宿泊・現地施設等)のガイドラインを遵守するようお願いします。

《手配旅行》

- ・手配する交通機関、宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮します。

《団体旅行》

①【旅行の企画】

- ・感染状況に応じた適切な旅行先の選定に注意します。
- ・出発地となる都道府県から県外への移動自粛要請が出ていないことを確認します。
- ・旅程に組み込む運送機関・宿泊施設・食事箇所・観光施設・体験プログラム等については、事前に適切な感染防止策をとっていることを確認します。

②【旅行実施の判断】

- ・感染状況の変化等により、安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又は 困難となる可能性が大きいと分かった場合には、旅行開始後であっても 旅行者（団体責任者）に、旅程の変更もしくは旅行の継続の是非を検討するよう助言します。
- ・助言の際は代案などにより安全な旅行の継続が可能なように配慮します。

③【三密を避ける旅程管理】

- ・各交通機関や宿泊施設、飲食施設のガイドラインに沿った利用ができるように旅程管理します。
- ・観光地(施設)では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう、小グループに分けたり、時間差をつけて入場する等、ガイドラインがある施設ではガイドラインで要請される行動を取って頂くよう依頼します。
- ・食事においては、時間をずらす、椅子を間引く等により、距離の確保に注意します。又、施設従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど、施設従業員との接触をできるだけ少なくします。
- ・添乗員が同行しない場合でも、旅程に組み込む宿泊施設・食事箇所・観光施設と協力して旅程管理を行います。

④【旅行参加者の健康管理・社員及び添乗員等関係者の健康管理】

- ・出発前に旅行参加者の体調確認（検温・体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いがある症状を呈している方には、旅行参加を遠慮して頂くようお願い、又は代表（幹事）様へ提言いたします。
- ・旅行中に体調不良となったお客様は旅行から離脱し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談、受診出来るよう、事前に準備し、迅速に対応出来るようにします。
- ・体調不良となり離脱したお客様が、旅行の出発地又は自宅等に戻るために必要に応じた交通手段等を手配できるよう準備します。
- ・旅行中、所要所での手洗い、うがいができるよう適切に休憩をとります。
- ・旅行中、お客様にはマスクの着用をお願いします。
- ・旅行参加者の皆様の連絡先、体調確認が出来る健康チェック表を作成し、当日ご提出頂きます。